魚津市広報

発行所
魚津市田方町80番地
魚津市役所
魚津市役所
編輯発行人　清河七良
（毎月1日・15日発行）
定價一部三円
魚津市下村木町
青葉印刷株式会社

角川尻漁港

近く着工の見込みたつ

魚津港の出入航港の増加に伴い、漁船の足場である角川尻漁港の早急な整備と拡充が望まれていたが、従来金光市長はじめ、漁業協同組合や関係漁民の間でこれが早急な実現方が強く要望され、金光市長も漁民の生活の基地として少しでも早く之が実現をされたいと縣並びに上京の度毎に運輸省等関係官廳に陳情していたが、この程運輸省では角川尻漁港の整備の具体案を計画し、昭和三十年度予算案に計上することになつたが、今度の漸定予算にも計上近く着工されることになつたが、これによつて魚津の漁港として、角川尻も面目を一新した漁港になることが期待される。

尚、魚津港の整備についても従来、北側防波堤附近に更に防波堤を作る計画が進められ、運輸省に於ても具体案が進められている。

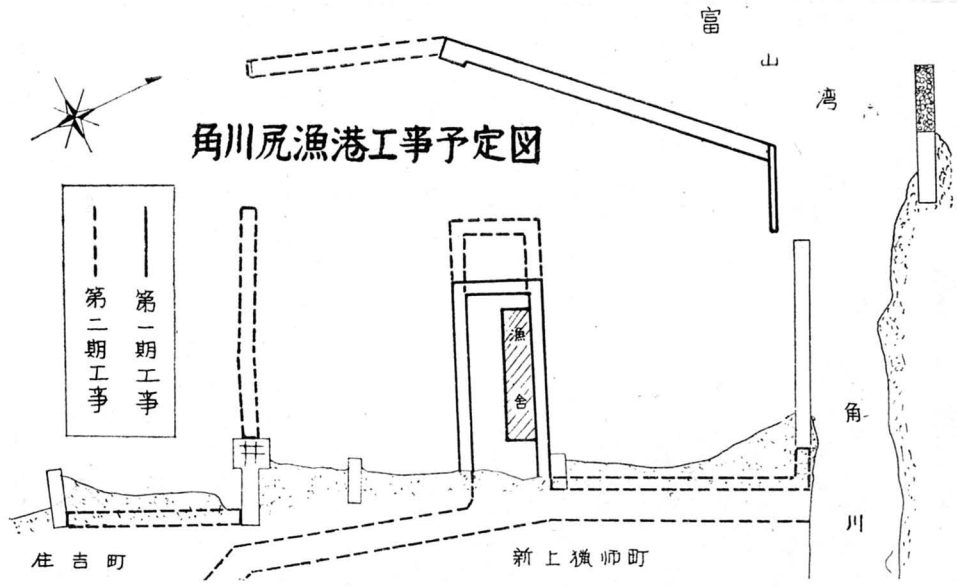

夏の衛生！

健康をまもる週間

わたし達は、病気になつて苦しみながらようやく治つたときの喜びを味うことは多いが、病気になるのを予防して健康であることを喜ぶことは非常に少ないような気がいたします。まもなく暑い夏がやつてきます。恐しい伝染病や食中毒に對いしては予防することが最も大切なことです。これがため、六月二十日から六月二十六日まで「夏の健康をまもる週間」として皆様の認識を一層高めていたゞいて、赤痢、食中毒、日本脳炎から守ろうと呼びかけることになりました。

次の注意事項を今年こそ守りぬいて愛する市から一名の傳染病、食中毒患者を出さないように努めましよう。

注意事項

一、食前、用便及び外出後に手を洗いましよう。

二、飲食物の調理は清潔にいたしましよう。

三、はえ、か、ねずみを退治しましよう。

四、暴飲暴食、過

一勞をさけましよう

昭和三十年産米集荷制度（案）

昭和三十年産米については、現行食糧管理法を改正せず、事前売渡申込制をとり、従及び生産見込量等を綜合勘来の供出割当制度に代案して決定する。

売渡申込に、その

①集荷予定数量の決定
全国の集荷予定数量は、配給所要量、政府手持所要量

②概算金について
売渡と、生産者から委託して、生産者の自主的売をうけた集荷業者に委託して、売渡の申込みをした生産者の動促進を基調とした集は、売買契約が成立した時荷方法である。政府は、代金の一部として概算集荷業者団体に集荷予拂を受けるが、此の金宛に定数量を示し、これに相当する数量を政府の指定基き集荷業者は、生産する（十一月末日）期日まで者の売渡申込と、その納入しない時は利息を附履行促進を円滑かつ能し、返納せねばならぬ。若率的な運営を図るため利子を附し、返納しない都道府縣、市町村、集荷場合は、元利に更に利子を業者、又はその団体、附して返納せねばならない

その他関係をもつて構成する米穀売渡推進のため米穀売渡推進協議会を設ける。なお米價については従來の諸奬勵金を廢止するとともに、價格差制度を検討することゝし、生産者の自主的申込みを促進するため申込時に買入代金の一部概算拂を行う外、所得税の輕減を考慮している。

③買入れの方法
生産者が米穀を政府に売り渡すときは、自己の登録した指定集荷業者に委託して売り渡すものとし、政府の買入する米穀は農産物検査法に基く、検査等級五等以上の玄米二等以上の精米、又は、二等以上の**もみ**とする生産者の売渡申込にかゝる。米穀の引渡期限は、昭和三十一年二月末日とする

売渡申込数量以上に売渡したい時は、予約数量以外のものは、格安である。売渡申込数量を履行しない時は、概算拂金に利子を附し、政府へ返納する。

④その他
米穀の玄米換算容量は、次の通りとする。ただし政府がこれと異なる率を定めたときは、それによるものとする。

玄米正味六〇キログラムにつき四斗、

精米正味六〇キログラムにつき四斗二五、
もみ正味三七、五キログラムにつき一斗九二、

前項の量目以外の量目のものについては、この表の玄米換算容量を基準とし、内容量の正比例によつて算出した量とし、もみにあつては、正味三七、五キログラムにつき一斗）二合の率により算出した量とする。

以上は本年産米集荷方法の大体の見通しであるが、決定次第改めてお知らせします。なお、不審の点があれば市役所農林課へ照会して下さい。

立木はどの程度まで きつてもよいでしようか

今度六月一日付で立木をきつてもよい限度が公表になりましたから、森林所有者の方々にお知らせします。

なお御承知のことゝ思いますが、制限林又は、普通林の立木（風倒木、枯損木、適正伐期令級以上の令級に属する立木、その他省令で定める立木を除く）を伐採しようとするときは、知事の許可を受けなければならないことになつております。第二次受付は六月三十日までとなつておりますから、今後伐採の予定をたてておられる方は、期日に遅れず漏れなく提出されるようお願いします。

適正伐期令級以上とは次のものです。

(1)すぎ（さわら）四六年以上
(2)ひのき　五一年以上
(3)まつ類（からまつ、くろまつ、あかまつ）三六年以上
(4)その他の針葉樹　五六年以上
(5)主として萌芽によつて生立するその他の潤葉樹　六六年以上
(6)生立するその他の潤葉樹　二一年以上
植栽又は天然下種によつて生立するその他の潤葉樹　六六年以上

押賣はこんな方法で

―その予防心得―

近頃押売りが大変に増えて来まして各家庭を悩ましておりますが、單に市價より高い品物を賣りつける者ばかりでなく、中には婦女子と見ると脅迫したり、恐喝したり、時には家人の隙を狙つて掻拂いや、居直つて强盜に早変りする悪辣な押売りさえいて油斷がなりません。押売りの多くは、ゴム紐、タワシ、チリ紙等のような日用品から文房具や生地類を持つて歩いて斷つてもねばつて帰らない强心臓者、同情を求めてあわれを乞うたり又始めから「刑務所を出て来たので助けると思つて買つて呉れ」とおどかし文句で毒ついたり、斷わると顔に凄味をみせて「覺えていろ」とか「火をつけてやる」等その他いろ〳〵なおどし文句を並べて、家人を怖がらせて、品物を売りつけていますが、中に純毛でない生地を純毛と騙して売りつけたりする詐欺師の押売りもいるのです。それで今押売りの予防心得を擧げて見ますと。

一、晝間でも用のない時は、玄関や勝手口の戸に錠を掛けておき、先づ、その**者**を家内に入れない事が肝心です。斷つた後に於ても座り込れるうれいがないことからして戸締の措置が最も適当です

二、押売りと認められたら機轉を利かした断り方をし、「からまれる」ような言葉を慎しむこと

三、応接には平静心と保ち、よく相手を観察すること。

四、一見市價より安いように思われても押売品には手を出さないこと。

五、しつこくねばる者については、隣、近所の大勢の力で退去せしめるようにすること。

六、見知らぬ行商人には、お互が注意し、速かに防犯組合か、駐在所派出所に届けること。

七、押売りの被害に罹つた場合は、あとは吾れ関せずで見送る事なく、防犯組合員の義理と責任に於て必ず警察か組合へ速報すること。

八、有線放送施設のある處では、その機能を最高度に利用することが最も効果がある。

（警察署防犯係）

戸籍事務の取扱い

六月一日から下中島、上中島、上野方、下野方、加積、道下の各出張所では戸籍事務の取扱いが廢止されました。しかし市民の皆様の便宜を図るため、出生届や死亡届、婚姻届等その他の戸籍届書を出張所で假に受付けします。これら出張所に提出された届書は、法律上の効力はすぐに発効しません。出張所から本廳の方へ送られ、書類がととのつていて、始めて受理され法律上の効力が生じますから、この点御了承の提出して下さい。

なお戸籍簿が本廳に引継がれたので、戸籍謄本や抄本又は戸籍上の諸証明を必要とされる方は、本廳の方へ直接御出で下されば迅速に交付致しますが、出張所の方へ申出られた場合は、本廳と連絡し、翌日又は翌々日頃まで申出られた出張所の方へ書類を作つて回送致します。住民登録事務や印鑑事務は從来通り全出張所で取扱つております

金谷山大泉寺（二八）

史跡を訪ねて

魚津の発祥地は鬼江川のほとり（もと勢川という）と傳えられていますが、此の川の上流を神明川、其の上流を鴨川又は加茂川とよんでいます。神明川を前にして壹千五百坪と称せられる寺域に金谷山大泉寺の精舍があります。浄土宗鎭西派で門の入口には徳本行者の碑が建つています。明治十一年明治天皇御巡幸の折、御立退所と指定せられた由緒の深い寺であります。

この寺の古記録は魚津の数度の大火に燒失して確実なことはわかりませんが、口碑の傳える所によると、永祿の頃（約四百年前）松倉の城主椎名右衛門尉泰種、松倉落城後佛門に帰依して落髪し、僧となり「広譽」と号し、松倉金山谷に一字を建立しました。これが大泉寺の創建であり廣譽上人は当寺の開山であります。

其の後、松倉も次第に衰微し勢力が魚津に移る様になると、この寺も亦魚津出丸に移轉し、それから第十一代大譽上人が現在の地に本寺を建立し今日に至つたのであります。現住職は第三十世梅原善苗上人であります。

当寺に安置の阿彌陀佛本尊は小松内大臣平重盛の守護佛で慈覺大師の作と傳えられています。本寺記によると、平重盛は浄土宗敎の篤信者で、京都に燈籠堂を作り、阿彌陀四十八願に依つて四十八躰の佛像を安置し、燈籠供養をした史実があり、其の一躰の佛像が故あつて松倉城主椎名氏に傳わり、それがこの寺に安置されたものと言われています。

又寺宝として傳えられている阿彌陀三尊の佛画は、宋朝様式佛画の典型的なもので室町時代の美術の源泉である張恩恭の作と称せられています。昨年京都工藝繊維大学敎授土居次義博士が調査された結果によると

「この佛画は実にすばらしい優れたもので、張恩恭の作とは断定出来ないが、同派の系統をくんでいることは間違いないと思う。これ等は貴重な研究資料となるので保存に万全を期せねばならぬ」と言つておられました。

この佛画は椎名泰種の夫人の看経佛であつたとも傳えられています。

氏名の定紋丸に枝柏又推葉の書筥も保存してあります。

境内には小貝塚及び土器の句碑があります。小貝塚は芭蕉翁が北陸紀行の際、記念として一個の小貝を遺して行つた。当時の魚津の俳連達はこれを保存して小貝庵を結び、同志が集つてその道に精進してきたが、時の役人から閉鎖を命ぜられたので、弟子達はこの小貝を埋めて碑を立て、小貝塚と称しました。碑面には「宝暦二年仲春魚津連中建之」と彫つてあります。

危い!! 鉄道用地内の立入は禁止

鉄道用地内の立入禁止については、法律で堅く禁じられていますが、最近鉄道用地内での不祥事故や一般公衆の通行中における死傷事故などが各地で頻々として発生していますのでこれが防止と取締りの徹低を期することについて国鉄当局からの要望もありますので一般の御協力を願います。

ことに魚津驛構内の如きは、汽車、電車一二〇回の運轉と日本カーバイド魚津工場専用側線からの入換一一〇回その他貨物列車の貨車移動入換等が頻繁に行われますので、構内立入者があることによつて作業上大きな支障を来たし、又非常に危険であります。なお驛構内には荷物が多数留置保管してあり、これが盗難防止上かちみても絶対鉄道用地内に入らないように致しましょう。

一、鉄道用地内及び線路内通行の嚴禁
二、鉄道用地内の石炭ガラ拾集の嚴禁
三、子供の線路内立入は、保護者において嚴戒
四、線路内に立入り列車を不時停車させた場合は科料に処せられる。

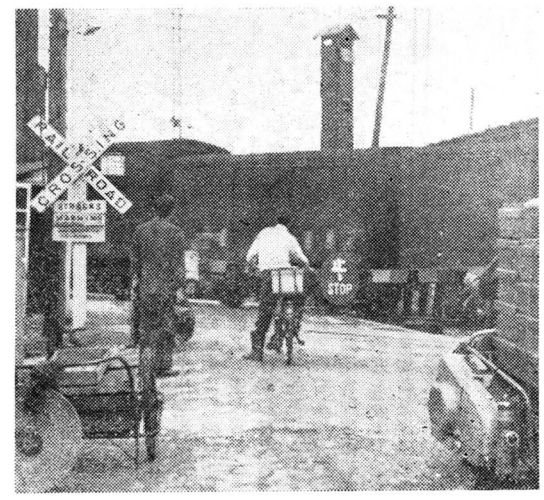

馬の流行性脳炎を豫防しましょう

一、豫防注射を受けましょう。
去年と同じように本年も家畜保険衛生所が獣医師会の協力を得て開設されました。豫防注射を受けた馬は「免疫体」となり抵抗する力が出来ますから流行する前に注射をうけておくと、病気に罹らなくてすみますから進んで注射をうけて下さい。なおこの注射は二回以上うけないと効果がありません。

二、蚊を殺しましょう。
この病気をばい介するのは蚊です。日本では「ハマダラカ」「アカマダラカ」と「雑種」の三種類があります。これらの蚊は五月から十月にかけて主に夕方から活動し、人や家畜の血を吸うのですが、特に「ハマダラカ」の若い蚊は、牛、馬、豚などの家畜の血を好んで吸います。蚊は、畜舎の暗所、軒下、飼料桶、など暗い所に棲みます。この蚊を殺すにはDDTやBHCが一番良く、ボウフラやボウフラからかえつた蚊まで殺してしまう効果があつて一度撒けば三ケ月は有効です。

三、馬の飼い方に氣をつけましょう。
1. 屋根を明るくして蚊やその他の虫の集りを防ぐこと。
2. 敷藁は毎日交換して、日光に良く乾し、馬屋に入れること。
3. 馬屋の中に風が良く通るように、窓をあけておくこと。
4. きれいな水をあたえること。
5. 馬屋のまわりの溝や、濠などの流れをよくして、蚊の発生を防ぐこと。
6. この病気を起させ易くする日射病や熱射病にかゝらないように注意すること。
7. 日中に使うような場合には、出来るだけ暑さを避るように工夫してまた充分に水を与えること。
8. 使わないときでも、毎朝必ず馬屋から出して運動させ、腰がふらふらしないか肢の運びが変つていないかを注意すること。

流行性脳炎予防注射日程表

地区名	第一回	第二回
上野方	六月二十二日午前	六月二十七日午前
下野方	二十二日午後	二十七日午後
経田	二十四日午前	二十九日午前
道下	二十四日午後	二十九日午後
上中島	二十七日午前	七月一日午前
下中島	二十七日午後	一日午後
西布施	三十日午前	四日午前
天神	三十日午後	四日午後
片貝	七月二日午前	六日午前
加積	二日午後	六日午後
松倉	六日午前	十一日午前

◎納税者の皆さんへ

一、市税の納付場所について
市に屬する現金の出納のためこの度、市金庫が設けられ六月十五日から市へ納めていたゞく税金は、次の金融機関で取扱うことになりましたから、徴税令書又は納税通知書等を大切にして令書に税金を添えて納期限までに納めて下さい。
なお、納税者の皆さんのお申出によつて、何れの金融機関へお納めになつてもよいのですが、農業協同組合(魚津農業協同組合を除く)の設置してある地区は、それ〴〵の農業協同組合へ納めて下さい。

取扱金融機關
市役所内市金庫派出所
株式会社北陸銀行
魚津支店(大町)
株式会社北陸銀行
神明支店
富山縣信用農業協同組合連合会(魚津驛前)
下中島農業協同組合
上中島農業協問組合
松倉農業協同組合
上野方農業協同組合
下野方農業協同組合
片貝農業協同組合
加積農業協同組合
道下農業協同組合
経田農業協同組合
天神農業協同組合
西布施農業協同組合

二、納期限前の納付について
市民税、固定資産税については、徴税令書に記載されたその納期以後の各納期の納付額をあわせて納付されたときは、納期前に納められた税額の百分の一に前納の月数を乘じて得た額(月約一分の利率に相当)を、報償金として交付することになつておりますから、精々この制度をお利用下さい。

三、延滯金などの徴收について
税金が滯納になりますと、市はこの替り財源として利子のかゝる借入金をしなければならなくなり、完納者に対し、不公平かつ不公正な余分の財政負担をおかけすることになりますので、滯納された方からつぎの方法によつて、延滯金、督促手数料、延滯加算金など税法通り徴収いたしますから、こんな高利の税金は滯納せず必ず納期までに納めて下さい。
1. 延滯金
納期限の翌日から納付又は納入日までの期間、滯納金百円について一日四銭の割
2. 督促手数料
督促状が発布されたときは、一通について二十円
3. 延滯加算金
督促状が発布されその指定期限までに納められなかつたときは、延滯金の他に指定期限の翌日から税金完納の日又は財産差押の日まで、税額百円について一日四銭、即ち督促状の指定期限後は、延滯金及び延滯加算金を合せて日歩八銭となります。

魚津ロータリー發足

去る八日、本部の承認があつて正式に発足した魚津ロータリークラブでは、十日魚津水族館二階会議室で、富山ロータリーから会長の佐藤助九郎氏等七名の来席のもとに初会が開かれたが、席上佐藤氏からロータリーの趣旨の説明等があり、魚津ロータリークラブ会長の金光邦三氏から副会長の浜岡彌次兵衛氏、幹事の高野宗雄氏、ほか理事等の紹介があつて懇談の後閉会したがロータリー例会は毎金曜日十二時半から一時半まで水族館で開かれることになつた。

市政日誌

五月二十六日から六月十日まで

五月二十六日(木)
市議会總務委員会開催
仝　二十八日(土)
靖国神社参拝遺児壯行式
市内小、中学校長会を大町小学校に於いて開催
仝　三十日(月)
市議会議員協議会開催
市議会商工水産委員会開催
六月一日(水)
市農業委員会定例会開催
市教育委員会定例会開催

5月の統計

	男	女	計
出生	44	48	92人
死亡	26	16	42人
死産			4件
婚姻			37件
離婚			3件

人口 46.511人

下野方青年學級 本年度の計画

下野方青年学級は過去二ケ年の実績を反省して、勤労青年達の集団的な自已教育活動に積極的にのり出す事になりました。昭和三十年の教科実施内容は次の通りです。

◎社会科
青年一般問題　二五時間
政治教育　一五〃
教養　一八〃
◎産業科
農業経営　六〃
農業の機械化　六〃
水稲栽培　一八〃
家畜管理　六〃
蔬菜栽培
事業所見学　一八〃
◎体育科
登山、レクリエーション　二〇〃
軽スポーツ　二四〃
保健と体育　一〇〃
青年と体育　一〇〃
◎家庭科
榮養と料理　一〇〃
生花　一〇〃
あみもの　六〃
家庭衛生　六〃
生活改善と生活指導　一八〃

農事相談

問、この頃の除草田干は、どうあるべきかを伺いたい。

答、簡單に云うと、植付後二週間で一番草田干、次の七日目で二番草田干、又七日目で三番草田干を行い、出穂前三五日から四〇日位で、所謂、幼穂始原体の出来る頃に終つて頂きたい。これは稻の幼穂形成期になると根の再生力が三割におちるからで、出穂期の除草、斷根被害は根の回復力が(最高分蘖期を一〇〇%として)三〇分の一の三%におちる。因に薯通の除草でタテ、ヨコ二回、除草器を押すこと。

最高分蘖期で二割斷根され、この回復に一〇日から二週間かゝるそうです。

と角、早目に除草田干をやつて頂くことが必要です。品種別で云いますと、農林一号では、六月二日頃になり、盆に穂の出るもの(中生)では、七月十日頃、八月二十五日頃出穂するもの(晩生)では、七月十五日頃迄にきりをあげることです。

次に反收をあげることと、田干、稻の根をのばすことの関係を考えて見ますと、反收をあげるには、正しく穂重×千粒重であります。勿論穂重をとるには、品種によつて多少異なりますが、何としても下位分蘖、早目の株張りが大切。

(反收六石六斗とられた川原宗市さんの稻は七節でとまつている。除草も晩生種だが七月五日でやめている)さて、この千粒重をつけるには、地下二寸以下の部分の根の量と正比例するから根の量が多ければ千粒重は大になる。この根を伸ばすために除草毎に田干をして根に酸素を与え、炭酸ガスを排除させ、呼吸をさせる。減水深の少い田、水の変らない田は、此の呼吸が困難になるので根ぐされになり、早ければヒツコミとなり、おそければ秋落ちになる。稔実がわるいヒツコミを防ぎ、根を地下へ伸ばすために、除草毎の輕い田干をお奨めする。田を干せば堅くなり、手取除草は困難になるからそれで除草器を押して頂く。早目に、適期に、除草を終えることが肝要です。どうしても遅れたならば二、四、Dをまく。濕田用には水中二、四、Dがあります。

次に根はどの邊にあつて除草によつて、どの位切斷するものかを調べて見ると(稻一株当りの根乾重)

	中耕区	未中耕区
	(二回)	(一回)
一寸	二寸	三寸
二寸	三寸	四寸
三寸	四寸	五寸
瓦	一、五〇〇	一、五三〇
三、三	一、三〇〇	一、五三〇
三、五	一、二〇〇	一、五三〇
三、六	一、〇〇〇	一、五三〇
三、九	一、〇〇〇	一、五三〇

中耕二回は七月八日、十八日、地下二寸までは中耕区は増しているが二寸以下は余り変らない。

参議 市川房枝女史講演会

一、主催　魚津市教育委員会
一、後援　魚津市公民館協議会
魚津市連合婦人会
魚津市連合青年団
一、題目
「国会の動きと新生活運動」
一、日時
十八日(土)
午前十時　天神小学校
午後二時　道下公民館
十九日(日)
午前十時　松倉小学校
午後三時　大町小学校
(聽講者　市民一般)

季節保育所開設

愈々多忙なる季節となり、放任されがちな兒童のために、春季々節保育所が市内一二ケ所で開設されました。

尙開設狀況は次のとおりです。

地区別	開設ヶ所名	開設日数	收容兒童数
下中島	旧小学校	三〇日	六〇人
下野方	印田円覺寺	一四日	五〇人
加積	吉島倶楽部	三〇日	四〇人
道下	岡佛田倉庫	三〇日	三〇人
〃	青島神社	三〇日	四七人
〃	釋迦堂観普堂	三〇日	三〇人
経田	江口倉庫	三〇日	四〇人
〃	平傳寺母子寮	三〇日	三〇人
天神	天神野新倶楽部	三二日	五〇人
〃	東尾崎倶楽部	三二日	五〇人
西布施	小川寺心蓮坊	三一日	三〇人
片貝	東城法盛寺	二〇日	三五人

あなたの魚津を…よくするために
第1期分
市民税
納期限6月30日
市金庫へ納めて下さい
税務課